

森林整備事業・治山事業（公共）

【174, 819(179, 042) 百万円】

対策のポイント

- ・集約化し計画的に搬出間伐を行う者への直接支払制度や丈夫で簡易な林業専用道の整備等を推進します。【森林整備事業】
- ・深層崩壊など激甚な災害をもたらした台風等により被災した山地等の復旧整備や津波からいのちと暮らしを守る海岸防災林の整備を通じ、安全・安心を確保します。【治山事業】

<背景／課題>

- ・食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、「森林・林業再生プランを推進する」や「震災に強い農林水産インフラを構築する」とされています。
- ・利用期を迎えている人工林資源を活かし、持続的な森林経営を実現するためには、施業の集約化、路網の整備、搬出間伐等の推進が重要です。
- ・京都議定書森林吸収目標1,300万炭素トン達成のためには、56万haの間伐が必要です。
- ・東日本大震災による被害に加え、台風第12号などによる豪雨等により山地災害が全国各地で発生しており、国民の生命・財産を守るため、治山対策等を推進していく必要があります。

政策目標

- 平成32年の木材自給率50%達成に向けた路網整備や搬出間伐の推進
- 森林吸収目標の達成に向けた間伐の実施（平成19年度から24年度の6年間で330万ヘクタール）
- 周辺の森林の山地災害の防止機能等が確保された集落の数を約5万2千集落（平成20年度）から約5万6千集落（平成25年度）に増加等

<主な内容>

1. 森林整備事業 117, 325(118, 197) 百万円

- (1) 森林経営計画の認定を受けた者等を対象に、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の整備を支援します。

【森林環境保全直接支援事業（公共） 28, 846(29, 412) 百万円】

- (2) 丈夫で簡易な「林業専用道」の整備を図り、「森林作業道」等と併せて路網整備を推進します。

【林業専用道整備対策（公共） 10, 777(8, 514) 百万円】

※ 大規模な森林施業の集約化や民有林と国有林による共同施業等に取り組む地域については、日本再生重点化措置枠として、搬出間伐や高密度な路網の整備を重点的に支援します。

（日本再生重点化措置「森林・林業再生対策」）

2. 治山事業

57,494(60,845)百万円

(1) 局地的豪雨により被災した地域等において、民有林直轄治山事業の新規地区着手等緊急的かつ集中的な復旧整備を推進します。

【復旧治山事業等(公共) 37,489(38,855)百万円】

【うち、民有林直轄治山事業 9,380(9,309)百万円】

(2) 津波や飛砂・風害等に備えた海岸防災林等の整備や既存の防潮堤のかさ上げ等の施設の機能強化を推進します。

【防災林造成事業(公共) 2,065^{*}(2,154)百万円】

(※復旧・復興対策分を含めると4,101百万円の内数)

※ 山地の深層崩壊など激甚な災害により孤立集落が発生するおそれのある地域等については、日本再生重点化措置枠として、山腹の崩壊などの山地災害の防止対策を重点的に支援します。

(日本再生重点化措置「集中豪雨等による災害防止対策」)

（お問い合わせ先：1の事業 林野庁整備課(03-6744-2303(直))
2の事業 林野庁治山課(03-6744-2308(直))

森林整備事業・治山事業（公共）

【復旧・復興対策分 11, 263百万円】

【うち復興庁計上分 7, 585百万円】

対策のポイント

- ・間伐等の実施により、東日本大震災の被災地等における「災害に強い森林づくり」を進め、復興木材の安定供給を推進します。【森林整備事業】
- ・津波からいのちと暮らしを守る海岸防災林の復旧・再生や被災した山地等の復旧整備を通じ、安全・安心を確保します。【治山事業】

<背景／課題>

- ・食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、「震災に強い農林水産インフラを構築する」とされているところです。
- ・東日本大震災により、林地荒廃や林道施設等の被害が発生している中、今後、台風や豪雨等により更なる被害の拡大が懸念されることから、間伐等の森林施業を行い、森林の公益的機能を持続的に発揮する、「災害に強い森林づくり」を推進する必要があります。
- ・東日本大震災では、海岸部の保安林に甚大かつ広域に及ぶ被害が発生するとともに、山間地でも山腹崩壊等の被害が多数発生しました。また、東海、東南海地震等が高い確率で発生すると想定される中で津波や山地災害に対する住民の不安が高まっております。崩壊地の復旧対策等が急務となっています。

政策目標

- 森林の公益的機能の発揮により「災害に強い森林づくり」を推進
- 治山対策による復旧整備を実施し、被災地及び東海・東南海地震等により災害発生のおそれが高い地域の災害防止

<主な内容>

1. 森林整備事業・治山事業（被災地対策）

- (1) 東日本大震災により林地荒廃等の森林被害が発生した地方公共団体等において適切な間伐等の実施による「災害に強い森林づくり」を進めます【森林整備事業】。
- (2) 東日本大震災で発生した山腹崩壊地等における復旧整備や被災した海岸防災林の復旧・再生を実施します【治山事業】。

2. 森林整備事業・治山事業（全国防災対策）

- (1) 東海・東南海地震等の防災対策推進地域に指定された市町村のうち、過去に林地崩壊等の森林被害が頻発した市町村を中心に、適切な間伐等の実施による「災害に強い森林づくり」を進めます【森林整備事業】。
- (2) 東海・東南海地震等により、災害の危険性が高く地域住民の不安が高まっている地域における崩壊地等の集中的な復旧整備、津波等に備えた海岸防災林の防潮堤等の整備を実施します【治山事業】。

（ 森林整備事業（公共） 6, 909百万円
治山事業（公共） 4, 354百万円
国費率：10/10、2/3、1/2等
事業実施主体：国、都道府県、（独）森林総合研究所 ）

（ お問い合わせ先：

森林整備事業：林野庁整備課（03-6744-2303（直））

治山事業：林野庁治山課（03-6744-2308（直））

平成24年度林野公共事業予算について

森林整備事業 117,325 (118,197) 百万円
治山事業 57,494 (60,845) 百万円
上記のほか復旧・復興対策分 11,263百万円

現状と課題

震災復興対策

- 東日本大震災による未曾有の被害
 - ・海岸部の保安林延長の約2/3が被災
 - 原発事故を踏まえた再生エネルギーの推進
 - ・木質バイオマス利用に向けた搬出間伐の推進
- ▶ 復興木材の供給、雇用の創出、海岸防災林の復旧・再生、山腹崩壊等の復旧が急務

森林・林業再生プラン

- 10年後の木材供給量50%以上達成
 - 森林法改正、森林・林業基本計画の策定
- ▶ 搬出間伐の推進、路網整備の加速化のための予算の確保

地球温暖化防止

- 森林吸収源対策の最終年度
- ▶ 56万haの間伐の実施に必要な予算の確保

豪雨災害への対応

- 台風による豪雨等が多発し山地災害が各地で発生
- ▶ 被災箇所への早急な復旧整備による安全・安心の確保

平成24年度概算決定内容

～東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本林業の再生～

森林整備事業

○搬出間伐等への支援 (直接支払制度の実施)

森林環境保全直接支援事業 28,846(29,412)百万円
施業集約化促進対策(非公共) 2,530(3,000)百万円

- ・ 森林経営計画の認定を受けた者等を対象に、搬出間伐等の森林施業と、これと一体となった森林作業道の整備を支援する直接支払制度を実施。併せて、施業集約化のための活動を行う者への支援(非公共・ソフト)を一体的に実施。

○路網整備の推進

林業専用道整備対策 10,777(8,514)百万円

- ・ 丈夫で簡易な「林業専用道」の整備を図り、「森林作業道」等と併せて路網整備を推進。

- ※ 大規模な森林施業の集約化や民有林と国有林による共同施業等に取り組む地域については、日本再生重点化措置枠として、搬出間伐や高密度な路網の整備を重点的に支援します。
(日本再生重点化措置「森林・林業再生対策」)

治山事業

○集中豪雨等に対応した復旧対策

復旧治山事業等 37,489(38,855)百万円
(うち、民有林直轄治山事業 9,380(9,309)百万円)

- ・ 局地的豪雨により被災した地域等において、民有林直轄治山事業の新規地区着手等、緊急的かつ集中的な復旧・整備を推進します。

○津波等に備えた海岸部の対策

防災林造成事業 2,065*(2,154)百万円
(※復旧・復興対策分を含めると4,101百万円の内数)

- ・ 津波や飛砂・風害等に備えた海岸防災林等の整備や既存の防潮堤の嵩上げ等の施設の機能強化を推進します。

- ※ 山地の深層崩壊など激甚な災害により孤立集落が発生するおそれのある地域等については、日本再生重点化措置枠として、山腹の崩壊などの山地災害の防止対策を重点的に支援します。
(日本再生重点化措置「集中豪雨等による災害防止対策」)

復旧・復興対策

森林整備事業・治山事業 11,263百万円

- ・ 東日本大震災の被災地等において、海岸防災林の復旧・再生を図るとともに、間伐等の実施による「災害に強い森林づくり」を進め、復興木材の安定供給を推進します。

結果

森林・林業
再生プランの
着実な推進

効率的で安定
した木材生産
の確立

森林吸収目標
の達成

災害に強い安
全で安心でき
る地域の創造

震災からの
復興再生

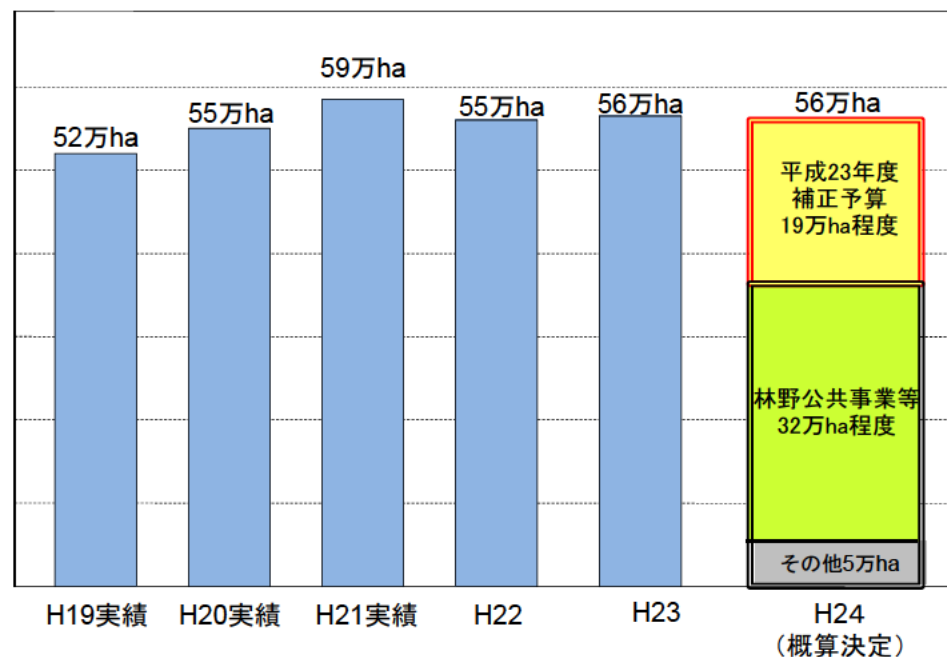
森林吸収目標達成に向けた取組について

- 京都議定書に基づく国際約束である我が国の削減目標6%の達成を図る上で、その3分の2近くを占める森林吸収目標の達成が不可欠。
- 京都議定書森林吸収目標(1300万炭素トン)の達成を図るためには、平成19~24年度の6年間において、間伐を毎年平均55万ha、6年間で合計330万ha実施することが必要。
- 平成24年度概算決定及び平成23年度補正予算等により、56万haの間伐に必要な予算額を計上。

平成24年度の取組

- 約15万haに相当する間伐等を実施する「森林環境保全直接支援事業」(288億円)を含む、約32万haの間伐等を平成24年度林野公共事業予算(1,861億円)等で計上。
- このほかに、平成23年度補正予算で措置した
・森林整備加速化・林業再生事業
(平成23~26年度の措置で1,399億円の内数)
・復興支援森林整備緊急対策等(340億円の内数)
等により、森林吸収目標達成に必要な56万haの間伐が実施可能な予算を計上。

間伐面積の推移について



※ その他には、自力・県単独事業による5万ha分の見込値を含む。

平成24年度民有林直轄治山事業 事業着手地区(概算決定)

区 分	地区数	地区名
(高知県) 直轄治山	1	なはりがわ 奈半利川